

# 島根県報

第一、四一六号

平成十四年十一月一日  
(金曜日)

目 次

告 示

土地改良事業変更施行の認可

保安林の指定の解除

道路の位置の指定

公 告

都市計画変更の図書の縦覧

(農村整備課) 一  
(森林整備課) 一  
(建築住宅課) 一  
(都市計画課) 二

告 示

島根県告示第九百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成十四年十一月一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 事業業名 認可年月日

松江区 松江市土地改良	山中上地区農道事業（地すべり関連事業） 熊山地区農道事業（地すべり関連事業） 上寄地区農道事業（地すべり関連事業）	平成十四年十月二十三日
----------------	---	-------------

島根県告示第九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月一日

島根県知事 澄田信義

(一) 解除に係る保安林の所在場所

簸川郡大社町大字宇龍字新町四六八の一七

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(二) 解除に係る保安林の所在場所

簸川郡多伎町大字多岐一六二三の三、一六二三の四、大字久村一六二三の二、一六四の二、一三九五の四、二四一六の二、二四一七の二、二四一八の一、二四一九の一、二四二一の四

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第九百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

平成十四年十一月一日

一 道路の位置

平田市灘分町二六二番一

二 道路の幅員

六・〇〇メートル

三 道路の延長

五三・九八メートル

四 位置標示方法

別紙図面図示位置に道路側溝及びL型擁壁を設置して標示する。

五 指定の年月日及び番号

平成十四年十月二十四日 第四号

備考

別紙図面は、出雲土木建築事務所及び平田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

## 公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月一日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

平田都市計画用途地域

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課